公益財団法人 沖縄県スポーツ協会加盟団体規程

(総則)

第1条 この規程は、公益財団法人沖縄県スポーツ協会定款(以下「定款」という。)第5条の規定 に基づき、加盟団体に関する必要な事項を定める。

(加盟団体)

- 第2条 定款第5条による加盟団体は、次のとおりとする。
 - ① 定款第5条第1号に定めた団体(以下「加盟競技団体」という。)を別表1に定める。
 - ② 定款第5条第2号に定める団体(以下「加盟市郡体育・スポーツ協会」という。)を別表2に 定める。
 - ③ 定款第5条第3号に定める団体(以下「加盟学校体育団体」という。)を別表3に定める。

(評議員候補者及び理事候補者の選出)

- 第3条 加盟団体は、評議員会に対し、各団体1人の評議員候補者を推薦することができる。
- 2 加盟団体は、評議員会に対し、理事候補者を推薦することができる。

(報告及び届出義務)

- 第4条 加盟団体は、事務所所在地、規約等を変更した場合は、速やかに文書で報告しなければならない。
- 第5条 加盟団体は、毎事業年度終了後6月末日までに、次の書類を提出しなければならない。
 - ① 当該年度の事業計画及び歳入歳出予算書並びに役員名簿
 - ② 前年度の事業報告書及び歳入歳出決算書

(負担金)

- 第6条 加盟団体は、定款第7条に基づき負担金を毎年6月末日までに納入しなければならない。
 - ① 加盟競技団体ー会員又は選手登録数により、各団体の負担金の額は別表4によるものとする。
 - ② 加盟市郡体育・スポーツ協会-1世帯当たり20円とする。但し、2,000,000円を 上限とする。
 - ③ 加盟学校体育団体-負担金の額は別表4によるものとする。
- 2 納入した負担金は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(加盟)

- 第7条 この法人に加盟しようとする団体は、加盟申請書に次の書類を添付して提出しなければならない。
 - ① 事務所所在地
 - ② 規約
 - ③ 組織一覧表
 - ④ 役員一覧表
 - ⑤ 前年度事業概要及び決算書
 - ⑥ 当該年度事業予定表及び予算書
- 2 加盟の承認を得た団体は、直ちに本規程第6条に基づき負担金を納入なければならない。

(脱退)

- 第8条 加盟団体は、脱退しようとするとき、脱退願書、脱退理由書を提出し、理事会及び評議員 会の承認を得なければならない。
- 2 加盟団体が、本会の加盟団体として不適当と認められるときは、定款第8条第2項により、理

事会及び評議員会の議決をもってこれを退会させることができる。

3 年度途中に脱退又は退会した場合は当該年度の負担金を支払わなければならない。

附則

- 1 この規程は、昭和32年 4月 6日から施行する。
- 2 この規程は、昭和42年 6月21日から施行する。
- 3 この規程は、昭和49年 4月 1日から施行する。
- 4 この規程は、平成 元年 4月 1日から施行する。
- 5 この規程は、平成 4年 4月 1日から施行する。
- 6 この規程は、平成13年 4月 1日から施行する。
- 7 この規程は、公益財団法人沖縄県体育協会の設立の登記の日から施行する。
- 8 この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。但し、第6条②の2,000,000円 を上限とするは、平成26年3月31日までとする。
- 9 この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。
- 10 この規程は、平成26年 6月12日から施行する。
- 11 この規程は、平成27年 6月11日から施行する。
- 12 この規程は、平成28年 5月26日から施行する。
- 13 この規程は、平成28年 6月17日から施行する。
- 14 この規程は、平成30年 6月19日から施行する。
- 15 この規程は、令和 元年 6月18日から施行する。
- 16 この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。
- 17 この規程は、令和 2年 6月17日から施行する。
- 18 この規程は、令和 4年 4月 1日から施行する。
- 19 この規程は、令和 6年 6月19日から施行する。

別表1 (第2条関係) 加盟競技団体

	下方,年間		m2*42*+10H	0.0	-1. E -18
1	水泳連盟	20	野球連盟	39	山岳・スポーツクライミング連盟
2	ローイング協会	21	相撲連盟	40	ゲートボール連合
3	セーリング連盟	22	馬術連盟	41	ゴルフ協会
4	カヌー協会	23	フェンシング協会	42	トライアスロン連合
5	ボウリング連盟	24	柔道連盟	43	ダンススポーツ連盟
6	陸上競技協会	25	ソフトボール協会	44	武術太極拳連盟
7	サッカー協会	26	バドミントン協会	45	グラウンド・ゴルフ協会
8	テニス協会	27	弓道連盟	46	少林寺拳法連盟
9	ホッケー協会	28	ライフル射撃協会	47	スケート連盟
10	ボクシング連盟	29	剣道連盟	48	障がい者スポーツ協会
11	バレーボール協会	30	ラグビーフットボール協会	49	ウォーキング協会
12	体操協会	31	アーチェリー協会	50	合気道連盟
13	バスケットボール協会	32	空手道連盟	51	ペタンク協会
14	レスリング協会	33	銃剣道連盟	52	エアロビック連盟
15	ウェイトリフティング協会	34	クレー射撃協会	53	キンボールスポーツ連盟
16	ハンドボール協会	35	なぎなた連盟	54	ボディビル・フィットネス連盟
17	自転車競技連盟	36	パワーリフティング協会	55	バウンドテニス協会
18	ソフトテニス連盟	37	アイスホッケー連盟		
19	卓球協会	38	スキー連盟		

別表2 (第2条関係) 加盟市郡体育・スポーツ協会 別表3 (第2条関係) 加盟学校体育団体

協会

協会
スポーツ協会

1	中学校体育連盟
2	高等学校体育連盟
3	高等学校野球連盟

別表4(第6条関係) 加盟団体負担金

	区 分	負 担 金		区 分	負 担 金
1	水泳連盟	50,000	29	剣道連盟	80,000
2	ローイング協会	30,000	30	ラグビーフットボール協会	50,000
3	セーリング連盟	30,000	31	アーチェリー協会	30,000
4	カヌー協会	30,000	32	空手道連盟	80,000
5	ボウリング連盟	50,000	33	銃剣道連盟	40,000
6	陸上競技協会	60,000	34	クレー射撃協会	30,000
7	サッカー協会	80,000	35	なぎなた連盟	40,000
8	テニス協会	80,000	36	パワーリフティング協会	30,000
9	ホッケー協会	40,000	37	アイスホッケー連盟	30,000
10	ボクシング連盟	30,000	38	スキー連盟	30,000
11	バレーボール協会	80,000	39	山岳・スポーツクライミング連盟	30,000
12	体操協会	40,000	40	ゲートボール連合	50,000
13	バスケットボール協会	80,000	41	ゴルフ協会	40,000
14	レスリング協会	30,000	42	トライアスロン連合	30,000
15	ウェイトリフティング協会	30,000	43	ダンススポーツ連盟	30,000
16	ハンドボール協会	80,000	44	武術太極拳連盟	50,000
17	自転車競技連盟	30,000	45	グラウンド・ゴルフ協会	60,000
18	ソフトテニス連盟	80,000	46	少林寺拳法連盟	30,000
19	卓球協会	80,000	47	スケート連盟	30,000
20	野球連盟	80,000	48	障がい者スポーツ協会	30,000
21	相撲連盟	30,000	49	ウォーキング協会	40,000
22	馬術連盟	30,000	50	合気道連盟	30,000
23	フェンシング協会	30,000	51	ペタンク協会	30,000
24	柔道連盟	80,000	52	エアロビック連盟	30,000
25	ソフトボール協会	80,000	53	キンボールスポーツ連盟	30,000
26	バドミントン協会	80,000	54	ボディビル・フィットネス連盟	30,000
27	弓道連盟	40,000	55	バウンドテニス協会	30,000
28	ライフル射撃協会	30,000		計 2,	530,000

	学校体育団体	負担金
1	中学校体育連盟	30,000
2	高等学校体育連盟	50,000
3	高等学校野球連盟	40,000
	計	120,000

注:加盟団体負担金の額

1) 200 名未満	30,000円
2) 200 名以上 500 名未満	40,000円
3)500名以上800名未満	50,000円
4)800名以上1100名未満	60,000円
5) 1100 名以上	80,000円